

塩谷町告示第 21 号

塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱をここに公布する。

令和 6 年 2 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱

令和6年2月22日

告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、塩谷町補助金等交付規則(昭和47年7月1日 規則第14号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 町長は、地域の活性化や地域力の維持・強化を促進するために、地域おこし協力隊が行う、町長が認めた活動(以下「協力隊活動」という。)に対し、経費の一部を支援するため、総務省が定める地域おこし協力隊推進要綱(平成21年総行応第38号)に基づく財政措置の範囲において、補助金を交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は以下のとおりとする。

- (1) 活動旅費、活動車両用ガソリン等移動に要する経費
- (2) 作業道具等、消耗品及び備品に要する経費
- (3) 関係者間の調整又は意見交換等に要する事務的な経費
- (4) 隊員の研修受講・資格取得等に要する経費
- (5) その他活動に認められる経費

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 塩谷町地域おこし協力隊活動計画書
- (2) 塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類等

(補助金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金交付決定通知書により、補助金の不交付を決定したときは、塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金不交付決

定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助金を協力隊活動以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助金の申請内容を変更しようとするとき又は事業に要する経費の配分を変更するときには町長の承認を受けること。(ただし、軽微な変更を除く)
- (3) 補助金の交付を受けた隊員が、委嘱期間の途中で解任又は退任したときは、事由発生の日から起算して5日以内に実績報告書を町長に提出し精算額が生じた場合は、速やかに返還すること。
- (4) 補助金の執行状況に関し、町長の要求があったときは、直ちに書面により町長に報告しなければならないこと。
- (5) 精算の結果、補助金に余剰のある時は、その全部又は一部を返還すること。
- (6) 補助金の決定内容に沿わないことや、その他法令に基づくことに違反したときは、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (7) その他町長が必要と認める条件

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条第2項の規定による補助金の交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第5条第2項の規定による補助金の交付決定通知のあった日から10日以内に、塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金交付申請取下届出書を町長に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第8条 第5条により補助金の交付決定を受けたものは、申請内容を変更しようとするときや事業に要する経費の配分を変更するとき又は、補助金事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金変更交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金変更交付申請を受理したときは、その内容を審査した上、必要に応じて所要の条件又は理由を付して塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金変更交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けたものは、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の確認があった日か11箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月2日のいずれか早い日までに、塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金実績報告書に次の各号に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 塩谷町地域おこし協力隊活動報告書
- (2) 塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金決算書
- (3) その他町長が必要と認める書類等

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による補助金実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金額確定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのちに交付するものとする。ただし、町長は補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、塩谷町地域おこし協力隊活動費補助金請求書を町長に提出しなければならない。

(会計処理)

第12条 補助金の交付を受けたものは、次に掲げるところにより適切な会計処理を行うものとする。

- (1) 使途の透明性を確保すること。
- (2) 交付された現金及びこれにより調達した物品の出納を明らかにすること。
- (3) 支出の証拠となる請求書、領収書、振込依頼書を保管しておくこと。

(補助金の返還)

第13条 町長は補助金の交付を受けた隊員が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 実績報告書により、精算額が生じたとき。
- (2) この要綱の規定に違反し、又はその他法令等に違反したとき。
- (3) 解任又は退任のとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められたとき。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。